

別紙 4

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある） 処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
501	保健福祉総合センター利用の制限	厚岸町保健福祉総合センター条例（平成12年厚岸町条例第39号）	第 8 条	× ア	保健福祉課健康推進係	
502	保健福祉総合センター利用承認の取消し等	厚岸町保健福祉総合センター条例（平成12年厚岸町条例第39号）	第 9 条	× ア	保健福祉課健康推進係	
503	多機能共生型地域交流センター使用の制限	厚岸町多機能共生型地域交流センター条例（平成22年厚岸町条例第12号）	第 6 条	× ア	保健福祉課地域支援係	
504	多機能共生型地域交流センター使用許可の取消し等	厚岸町多機能共生型地域交流センター条例（平成22年厚岸町条例第12号）	第 7 条第 1 項	× ア	保健福祉課地域支援係	
505	町立保育所入所児童の強制退所	厚岸町立保育所条例施行規則（昭和62年厚岸町規則第 7 号）	第 6 条第 1 項	× ア	保健福祉課子育て施策推進係	
506	へき地保育所入所児童の強制退所	厚岸町立へき地保育所規則（昭和49年厚岸町規則第 2 号）	第 7 条第 1 項	× ア	保健福祉課子育て施策推進係	
507	児童館使用承認の取消し等	厚岸町児童館条例（平成 6 年厚岸町条例第 5 号）	第 9 条	× ア	保健福祉課子育て施策推進係	
508	日常生活用具貸与の中止	厚岸町障害者等日常生活用具給付等事業実施規則（平成18年厚岸町規則第61号）	第11条	○	保健福祉課障がい福祉係	
509	違反者の貸与の返還	厚岸町障害者等日常生活用具給付等事業実施規則（平成18年厚岸町規則第61号）	第12条第 3 項	○	保健福祉課障がい福祉係	
510	地域活動支援センター運営費補助金交付決定の取消し等	厚岸町地域活動支援センター運営費補助金交付規則（平成16年厚岸町規則第 1 号）	第13条	× ア	保健福祉課障がい福祉係	
511	不届出等への過料	厚岸町介護保険条例（平成12年厚岸町条例第 1 号）	第19条	× ア	保健福祉課介護保険係	
512	被保険者証の提出に応じない者への過料	厚岸町介護保険条例（平成12年厚岸町条例第 1 号）	第20条	× ア	保健福祉課介護保険係	
513	文書不提出等への過料	厚岸町介護保険条例（平成12年厚岸町条例第 1 号）	第21条	× ア	保健福祉課介護保険係	
514	保険料等不正への過料	厚岸町介護保険条例（平成12年厚岸町条例第 1 号）	第22条	× ア	保健福祉課介護保険係	
515	延滞金の徴収	厚岸町介護保険条例（平成12年厚岸町条例第 1 号）	第 7 条	× ア	保健福祉課介護保険係	
516	福祉機器貸与の取消し	厚岸町在宅福祉機器貸与規則（平成 3 年厚岸町規則第 6 号）	第 9 条	× ア	保健福祉課地域支援係	

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
517	福祉機器の譲渡等の禁止	厚岸町在宅福祉機器貸与規則（平成3年厚岸町規則第6号）	第10条第2項	×ア	保健福祉課地域支援係	
518	福祉電話貸与の取消し	厚岸町福祉電話貸与事業実施規則（平成2年厚岸町規則第19号）	第9条	×ア	保健福祉課地域支援係	
519	福祉電話の譲渡等の禁止	厚岸町福祉電話貸与事業実施規則（平成2年厚岸町規則第19号）	第10条第2項	×ア	保健福祉課地域支援係	
520	福祉バス使用承認の取消し	厚岸町福祉バス使用管理規則（昭和55年厚岸町規則第5号）	第7条	×ア	保健福祉課地域支援係	
521	日常生活用具貸与の中止	厚岸町高齢者等日常生活用具給付等事業実施規則（平成18年厚岸町規則第62号）	第10条	×ア	保健福祉課地域支援係	
522	違反者の貸与の返還	厚岸町高齢者等日常生活用具給付等事業実施規則（平成18年厚岸町規則第62号）	第11条第3項	×ア	保健福祉課地域支援係	
523	町内居宅介護支援専門員緊急確保奨励金（個人分）の交付決定の取り消し及び返還命令	厚岸町内居宅介護支援専門員緊急確保奨励金交付規則（令和4年厚岸町規則第29号）	第7条	×ア	保健福祉課介護保険係	
524	町内居宅介護支援専門員緊急確保奨励金（法人分）の交付決定の取り消し及び返還命令	厚岸町内居宅介護支援専門員緊急確保奨励金交付規則（令和4年厚岸町規則第29号）	第7条	×ア	保健福祉課介護保険係	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

①「○」 処分基準を設定している。

②「×」 処分基準を設定していない。

ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの

イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの

ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの